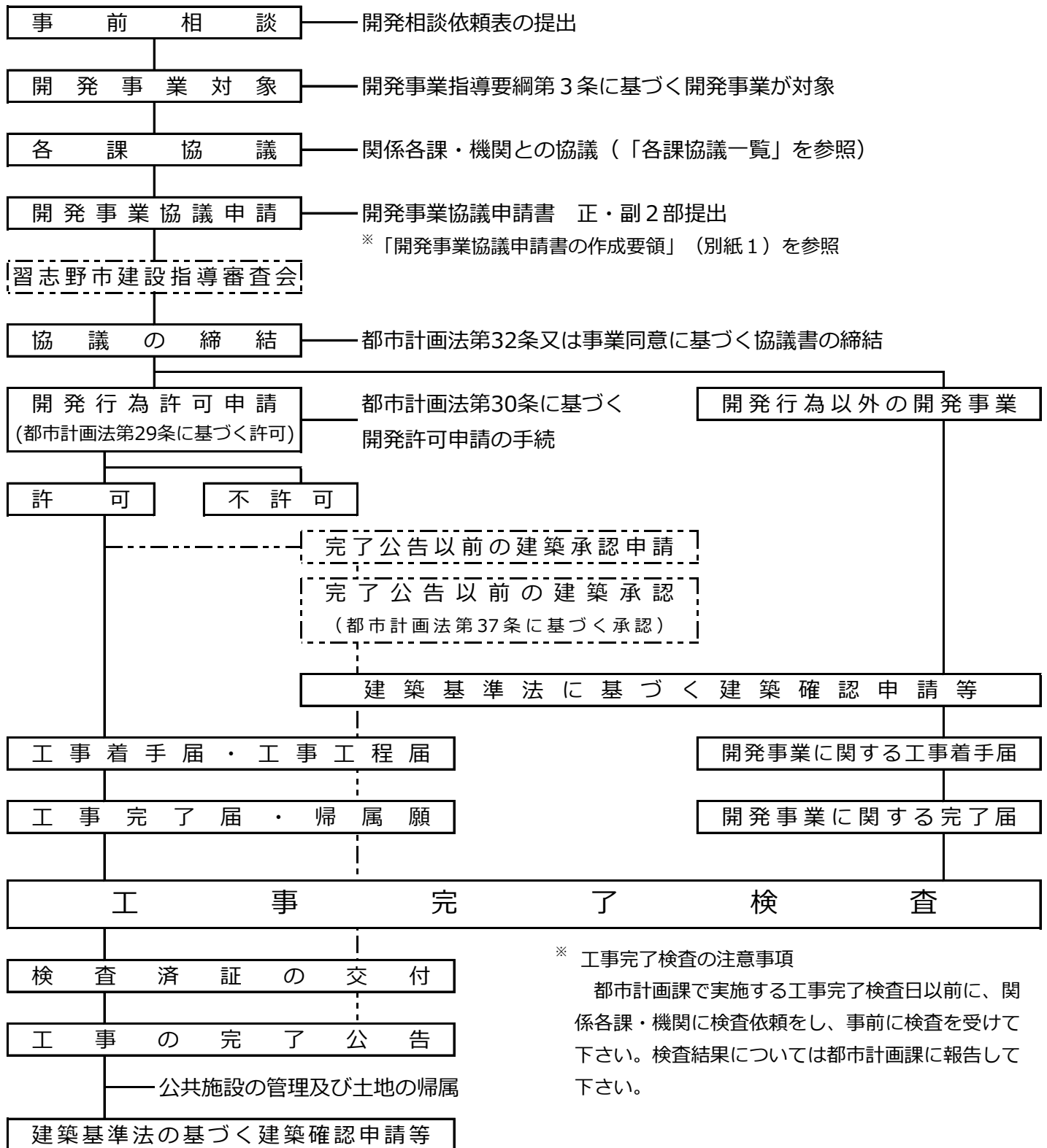


習志野市開発事業指導要綱手続きフロー



※注1 「習志野市特定建築行為に係る手続等に関する条例」との関係について

1. 開発行為—「公開標識設置届」を開発事業協議申請の30日前に提出し、「説明会等報告書」を開発事業協議申請前に提出して下さい。
2. 開発行為以外の開発事業—「公開標識設置届」を提出し、「説明会等報告書」を開発事業協議申請前に提出して下さい。

※注2 「都市再生特別措置法に基づく手続き」との関係について

都市再生特別措置法第88条又は第108条の規定に基づく手続きは、工事着手30日前及び開発事業協議申請書提出前に届出して下さい。